

浜北区役所跡地等スマート化事業 募集要項等に関する質問回答一覧

浜松市 令和2年7月21日

No	対象資料・文書名	頁	章	タイトル	項目	質問	回答
1	募集要項	9	第4	1 応募資格		不動産をA社で所有し、子会社のB社が建物を借りて事業を運営する場合、応募グループにB社も記載する必要があるか。	A社が、募集要項p7 1応募資格の(1)から(8)のすべてを満たすのであれば、単独の法人で応募可能です。ただし、提案内容の実質的な履行主体がB社であれば、事業の推進体制を確認するうえで、グループ企業としてB社も可能な限り記載頂きたいと考えます。
2	募集要項	14	第5	5 審査書類の受付	(1)審査書類の受付	審査書類のうち、「カ 市税完納証明書」の発行方法について教えて欲しい。	「カ 市税完納証明書」を発行するための様式として、証明願(様式20)を追加します。記載内容や申請方法は、様式中の注釈をご参照ください。
3	募集要項	15	第5	6 選定審査会による審査の実施	(2)選定審査会による審査の実施方法	「理解しやすいように配慮」するために、事業提案概要資料に事業提案書記載の内容を追加補足する具体的な内容を入れても良いか。追加記載がダメな場合、説明者が口頭で話しても良いか。	事業提案概要資料は、事業提案書に沿った内容である必要があり、新たな知見・情報を含めることはできませんが、事業提案書の内容を補足説明するものであれば記載可能です。
4	募集要項	15	第5	6 選定審査会による審査の実施	(2)選定審査会による審査の実施方法	委員質問事項への回答を事前に提出する流れだが、質問内容が事業提案書に記載のない内容だった場合、プレゼン映像で触れる事は可能か。	可能です。
5	募集要項	15	第5	6 選定審査会による審査の実施	(2)選定審査会による審査の実施方法	プレゼン映像について、応募グループ企業の内1社だけで説明しても良いか。	1社でも結構です。
6	募集要項	15	第5	6 選定審査会による審査の実施	(2)選定審査会による審査の実施方法	当事業は「スマートシティ」に伴う省エネ事業が一番の要素だと認識しているが、プレゼン映像として特に重要視している項目はあるか。	評価については、募集要項p7 評価項目のとおりです。
7	募集要項	15	第5	6 選定審査会による審査の実施	(2)選定審査会による審査の実施方法	事業提案概要資料はパワーポイントを使用するが、パワーポイント以外に動画をスクリーンに投影する事は可能か。	パワーポイントのアニメーション機能の使用は認めますが、動画の投影は不可とします。
8	募集要項	15	第5	6 選定審査会による審査の実施	(2)選定審査会による審査の実施方法	プレゼンテーション映像編集不可の定義はどこまでか(音楽等)。	映像全体の明るさ・コントラスト・音量調整は認めますが、映像の拡大・縮小や音楽の使用等は認めません。
9	募集要項	20	第7	6 危険負担		募集要項では「引渡し前までに天災地変等による滅失・毀損の場合、契約解除可」とあり、土地売買契約書(案)では「不可」とあります。どちらが正しいでしょうか。	契約解除可能とし、解除した場合には契約保証金は還付します。ただし、その場合でも事業者は市に費用の償還や損害賠償の請求をすることはできません。詳しくは、募集要項(令和2年7月21日改訂版)及び土地売買契約書(案)(令和2年7月21日改訂版)をご確認ください。